

光化学スモッグ緊急時対策の概要

1 大気汚染防止法に基づく緊急時の措置

大気汚染防止法第 23 条(緊急時の措置)

緊急時の事態(大気汚染の状況)		都道府県知事のとるべき措置
(一般緊急時) 大気汚染が著しく人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合	オキシダント濃度の1時間値が 0.12 ppm 以上となり、その状態が継続する場合	①その事態の一般への周知 ②ばい煙排出量減少の協力要請 ③自動車運行自粛の協力要請
(重大緊急時) 気象状況の影響により、大気汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合	オキシダント濃度の1時間値が 0.40ppm 以上となり、その状態が継続する場合	①ばい煙排出量減少、ばい煙発生施設使用制限等の命令 ②道路交通法による措置要請

2 兵庫県における光化学スモッグ緊急時対策

- ・兵庫県広域大気汚染緊急時対策実施要綱
- ・光化学スモッグ緊急時対策実施要領

- (1) 期 間 4月 20 日(土曜日の場合は翌々日、日曜日の場合は翌日)
 ~10月 19 日(土曜日の場合は前日、日曜日の場合は前々日)
 (令和6年4月 22 日(月)~10月 18 日(金))

- (2) 発令地域 19 市3町

- (3) 発令基準

発令区分	発令基準
予 報	基準測定局におけるオキシダント濃度が、気象条件等から注意報の発令基準に達するおそれがあると判断されるとき
注意報	基準測定局におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.12 ppm以上になり、気象条件等からみてその濃度が継続すると認められるとき
警 報	基準測定局におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.24 ppm以上になり、気象条件等からみてその濃度が継続すると認められるとき
重大警報	基準測定局におけるオキシダント濃度の1時間平均値が、0.40 ppm以上になり、気象条件等からみてその濃度が継続すると認められるとき

- (4) 発令時の一般への周知事項

1 学校及び施設では、できるだけ屋外での運動をさけ、屋内に入ること。
2 目に、刺激や痛みを感じた人は、洗眼する。
3 のど、鼻に刺激や痛みを感じた人は、うがいをする。
4 症状のひどい人は、医師の手当てを受ける。

- (5) 発令時における主要工場・事業場への窒素酸化物排出量等の削減要請事項

発令区分	措 置 内 容
予 報	1 工場・事業場は、燃料使用量の削減並びに低窒素燃料への転換等により窒素酸化物排出量を通常の20%以上削減すること。 2 揮発性有機化合物(VOC)の使用は、可能なかぎり抑制すること。 3 不要不急の自動車の運転を自粛すること。
注意報	上記措置の徹底・確認
警 報	上記措置の徹底・確認
重大警報	1 工場・事業場は、窒素酸化物排出量を通常の40%以上削減すること。 2 揮発性有機化合物(VOC)の使用は、可能なかぎり抑制すること。 3 自動車の運転者は、公安委員会の指示に従うこと。